

令和3年度 第7回下野市教育委員会定例会議事録

日 時 令和3年10月13日(水) 午後1時30分～午後4時50分

会 場 下野市役所3階 303会議室

出席委員 教 育 長 石崎 雅也 職務代理者 永山 伸一
委 員 熊田 裕子 委 員 石嶋 和夫
委 員 佐間田 香

出席職員 教育次長 近藤 善昭
教育総務課長 上野 和芳
学校教育課長 田澤 孝一
生涯学習文化課長 浅香 浩幸
文化財課長 山口 耕一
スポーツ振興課長 若林 毅
教育総務課課長補佐 神田 晃
教育総務課主事 慶留間 遥

公開・非公開の別 公開(一部非公開)

傍聴者 0人

報道機関 0人

議事録(概要)作成年月日 令和3年11月22日

議 事

議案第35号 令和4年度小・中学校職員定期異動における下野市の重点目標について

協議事項

(1) 教育委員会臨時会(出前教育委員会)において討議する案件について

報告事項

- (1) 令和3年第3回市議会定例会の報告について
- (2) 令和3年度学校教育サポートセンター上半期事業報告について
- (3) 令和3年度 全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査の結果について

その他

- (1) 令和3年度栃木県市町村教育委員会連合会研修会について
- (2) 令和3年度下野市教職員全体研修会（研究発表会）の開催について
- (3) G I G A端末における児童生徒同士のチャット機能の制限について
- (4) 令和3年度下野市人権教育講演会について
- (5) 下野薬師寺跡 発掘調査について

1. 開会
2. 教育長挨拶及び報告

(石崎教育長)

9月21日から本日10月13日までの職務について報告する。

- ・9月24日、令和3年下野市議会第3回定例会が閉会した。議員提案を含む19議案が可決された。
- ・9月29日、第5回市定例校長会議が開催された。「下野市GIGAタブレット端末運用ガイドライン ver.2について」、「学校予算配分の見直しについて」等が主な説明内容であった。校長会議の冒頭で、緊急事態宣言解除を控え、感染症対策に万全を期すよう話をしたが、会議終了後、各校長間でも1時間を超える情報交換が行われた様子であった。
- ・10月5日、国分寺中学校野球部、谷本陽杜さんの市長表敬訪問が行われた。「文部科学大臣杯第12回全日本少年春季軟式野球大会日本生命トーナメント」において、県選抜チーム「ALL栃木」の一員として、準優勝をした。本来ならば、前年度の県新人大会の優勝チームが、3月に行われるこの大会に出場する予定であった。しかしコロナ禍の影響で9月に大会が延期され、さらに栃木県に関しては、昨年度、県新人大会が中止となったため、選抜チームでの出場となった。この大会は、9月中旬に静岡県内各球場で開催され、谷本さんは出場5試合全てで、1番打者三塁手として活躍をした。
- ・10月6日、第7回下都賀地区教育長部会が開催された。人事異動に係る「本地区の重点目標及び申合せ事項」、「早期退職者募集の実施」、「再任用制度の概要及び選考説明会」について等、人事異動に係る説明が数多く行われた。また、今後の中学校部活動並びに大会の持ち方等について、協議、共通理解を図った。
- ・同日、第2回下都賀地区市町教育委員会連合会定例会が開催された。福井崇昌会長が退任されたため、副会長の永山委員が司会を務めた。まず、今年度の事業中間報告、会計中間報告がなされた。続いて、地区の定期異動方針が承認された後、異動事務が教育長部会に委任された。続いて、役員選出となり、会長に永山委員が、そして副会長に、今回小山市の教育委員に就任された岩井正夫氏が選出された。最後に、教育委員全体研修会講師の選定となり、下野市提案の立命館大学の谷哲弘教授を含む4名に絞られた。今後の講師依頼や決定は、教育事務所担当に一任された。
- ・10月7日、国分寺小学校4年中野蒼都さん、1年晴仁さん兄弟の市長表敬訪問が行われた。8月末に東京武道館で行われた「第21回全日本少年少女空手道選手権大会」において、

蒼都さんは4年形の部で準優勝、晴仁さんは1年形の部で5位に入賞した。二人は、下野市の一友会伊藤道場の門下生であり、同道場では、他に二人が入賞した。

- ・10月11日、吉田東小学校で市児童表彰式が開催された。6年生16名を表彰した。市長がメダル、教育長が表彰状を授与したが、メダルは首に掛けずに、ケースに入れたまま手渡すなど、感染症対策を講じながら行った。「健康賞」、「努力賞」等、あらかじめ市の規定に定められた7つの賞以外に、吉田東小学校独自のものとして「創意賞」があった。
- ・10月12日、石橋小学校で市児童表彰式が開催された。6年生70名が表彰の対象であった。保護者以外にも、5年生児童が参列した。
- ・同日、石橋高校歴史研究部の市長表敬訪問が行われた。8月に鳥取県で行われた、全国高等学校郷土研究発表大会の歴史・考古部門で最優秀賞を受賞した。なお、審査はオンラインで行われた。研究テーマは「鬼怒川の物流～吉田河岸が繋ぐ東日本の物流～」であった。また、同研究部は4年連続で県大会最優秀賞を受賞している。
- ・本日、新規採用教員正式採用のための訪問を実施した。南河内第二中学校の美術の教員、2年生の学級担任の訪問であった。なお、この方の国籍は中国である。

以上の報告内容について、質疑等はあるか。

(石嶋委員) 中国国籍の方が教員になった場合、その方は管理職になれるのか。

(石崎教育長) 選考試験には、国籍により制限をするような規定はない。

(石嶋委員) それでは日本国籍でなくても、下野市の職員にはなれるのか。20年ほど前、ALTを市で正式に採用したい、という話題が出た際、「日本国籍でないと、市の職員として雇えない」というハードルがあると聞いたように思う。

(近藤教育次長) 市職員の場合は、まだ国籍の制限が残っている。

(石嶋委員) 教員の場合は国籍の制限はないということでしょうか。

(石崎教育長) 管理職選考試験においては無いかと思う。

(石嶋委員) 採用試験においてはいかがか。そもそも外国籍の方は採用されるのか。

(石崎教育長) 教員採用試験では国籍による規定はない。また、管理職選考試験においても、国籍による制限はない。

他に質疑等はあるか。(特になし)

3. 議事録署名人の選任 永山委員及び佐間田委員を指名

4. 前回議事録の承認

(石崎教育長) 前回議事録について、事務局より説明を求める。
(神田教育総務課課長補佐) 令和3年度第6回教育委員会定例会の議事録について、修正箇所の説明を行う。
(石崎教育長) 議事録はこのとおり承認とする。

5. 議事

(石崎教育長) 議案第35号 令和4年度小・中学校職員定期異動における下野市の重点目標について、説明を求める。

(田澤学校教育課長) 令和4年度小・中学校職員定期異動における下野市の重点目標について提案する。昨年度のものから文言の一部修正を行った。まず、1つ目の目標についてである。次年度から義務教育学校を設置するため、『市内小学校、中学校及び義務教育学校の教育的な高水準の確保のために、』という形で、義務教育学校に関する記述を加えた。続いて、『長期的な展望に立ち、適材適所、資質能力の向上の観点のもと、人材育成を重視した職員配置に努める。』の部分である。昨年度までは「教職員配置」という表記をしていたが、その部分を、更に広い意味である「職員配置」へと変更した。

2つ目の目標『学校間における性別、年齢別、免許教科別職員構成の均衡を図るよう努め、また、新規採用職員、期限付き採用職員の配置について配慮する。』については、「教職員」を「職員」へと変更した以外に、昨年度からの変更はない。

3つ目の目標『学校規模や地域環境等の特性、ならびに学校の再編を考慮した職員配置に配慮する。』についてである。昨年度までは、学校の再編が行われる予定であったということで、「見据えた」という文言を使用した。令和4年度で学校再編が一度完了するため、今年度は「考慮した」という文言へと変更した。

4つ目、5つ目、6つ目の目標である、『同一校及び同一地域永年勤続の解消を図りながら、地域とのつながりにも配慮する。』、『各学校における児童生徒指導上又は研究推進上の課題を踏まえ、児童生徒指導や研究体制の充実について配慮する。』、『県・地区と調整しながら、特別支援教育の振興・充実について配慮する。』についての変更はない。

(石崎教育長) 質疑等はあるか。
(永山委員) 昨年度まで「教職員」という文言を使用していた、ということであったが、県における文言はどうなっているのか。
(石崎教育長) 県は「職員」という文言を使用している。今年度から市も県に倣って「職員」と表記した。
(永山委員) 県はもともと「職員」表記だったということか。
(石崎教育長) 県の定期異動方針では「職員」表記であるが、その他の資料の中には「教職員」と記載されているものもある。今回は県の定期

異動方針に合わせて、「職員」へと改めた。

他に質疑等はあるか。

(熊田委員)

2つ目の目標の『学校間における性別、年齢別、免許教科別職員構成の均衡を図るよう努め、また、新規採用職員、期限付き採用職員の配置について配慮する。』についてである。この文言で良いとは思っているのだが、市と県の目標を比較する中で、県の資料には、性別に関する記述がないことに気が付いた。職員の中にも、「男女」だけでは分けられない性別の方がいると考えられるため、そういった形をとっているのだと思う。しかし、学校現場で職員の男女比に偏りが出てしまうと、様々な面で苦労があるとも思う。個人的には男女についても記載されているのが良いとは思っているのだが、事務局としては、ここは敢えて県と記載内容を変えたのか。

(田澤学校教育課長)

そのとおりである。熊田委員の述べたとおり、学校における男女の均衡は必要である。しかし、各校の様子を見ると、男女比の均衡がとれていない所も見受けられる。教育委員会としても異動の際には、そういった現状に配慮をしながら適正な職員配置に努めたい、という思いもあり、今回は性別について明記した。これからも、委員の意見も参考にしながら、次年度の計画を精査していく。

(永山委員)

LGBTQの方々への配慮も、もちろん重要である。しかし、以前市内中学校に見学を訪れた際、圧倒的に女性職員が多く、重い物を運ばなくてはならない運動会の準備などで大変苦労しているという話を聞いた。その後人事異動で、男性職員が多く入ってきたため、現在はそういった状況にはないとのことなのだが。やはり「男女比」については、現実問題として大切な部分であるため、私は男女についての記載をするのが良いと思う。県は広く大きく見ることになるため、性別の記載をしていないのだと思うが、市町単位で見ると、職員の数が少ない小規模の学校への配慮もしていかなければならないため、記載をするのが良いと思う。

(石崎教育長)

下都賀管内5市町の中でも、下野市は女性職員率が高い。そのため、下都賀教育事務所へ相談し、現在、来年度の人事について、男女の割合も考慮し計画してもらっているところである。男性女性が全てではないが、熊田委員、永山委員の述べたとおり、ある程度、学校現場における男女の人数の均衡を保つ必要がある。現在その形で調整を進めている。

他に質疑等はあるか。

(佐間田委員)

現実的には、男女比の均衡は必要であると思うが、それは「男女」という形で文面に起こさなければ、実現しないものなのか。現在、15人に1人がLGBTQの方である、というデータもあ

り、もちろんそれは見た目からは分からない場合もある。そういった現状の中で、「男女」という表現を用いるのは果たして適切なのだろうかとも思う。実務的な問題として、学校内の男女比の均衡を保つことは大切であるとは思いますが。

(永山委員)

文面に起こすのはどうかとのことであるが、「こういうルールで考えて、配置をした」という明確な根拠が明記されているのと、ルールの部分は隠しておいて、「こういう形で文面には記載されているが、現実的には難しいため——」といった形で、ブラックボックスを作るのでは、後者のほうが問題であると考えます。

「男女」という言葉を使うことにより、「LGBTQの方もいるため、そのような表現は使わないほうが良い」と述べる方もいるかもしれないが、今回の場合は、そこまで厳格に表現を削らなくても良いのではないかと。むしろ、この文書は人事における方針を示したものであるため、「こういった方針のもと、決定をした」というような根拠は、つまびらかにするべきである。何か一つを伏せるほうが問題ではないかと。

(石崎教育長)

付け加える。この重点目標は、市内学校長や職員に示すものであり、「こういった基準で、異動の決定をした」という根拠になるものである。佐間田委員の述べたことも重要な観点ではあるのだが、今回は明確な根拠とするため、「男女」の表記を入れさせていただきたい。

他に質疑等はあるか。

(熊田委員)

永山委員が述べたように、学校の中では力仕事などをしなければならない場面もある。LGBTQの方の中でも、例えば、「体が女性であるため、力仕事は現実的に難しい」と思う方もいるかもしれない。私も、運動会などで力仕事をしてほしいと言われたとしたら、体力的に難しいと感じる。実務的な問題を考慮し、今回はこの表記で良いのではないかと。もちろん、永久にこの表記のままという訳ではなく、この先議論がなされた場合は適宜削ることも必要かとは思いますが。

(石崎教育長)

性については、なかなか本人からは言い出しにくいことである。そのため、現在、本人の異動希望を書く調書には、幅広く個人の自由意志で記載ができる欄を設けており、事務局ではこちらを重く見るようにしている。

他に質疑等はあるか。(特になし)

議案第35号を決定してよろしいか。(全委員承認)

議案第35号は原案どおり決定する。

続いて、協議事項に移る。

6. 協議事項

(石崎教育長)

(1) 教育委員会臨時会(出前教育委員会)において討議する案

件について、説明を求める。

(上野教育総務課長)

今年度の出前教育委員会は、12月15日に南河内第二中学校で開催予定である。本日は、そこで討議する案件について協議をお願いする。なお、昨年度は「コロナ禍における教育について」、令和元年度は「安全安心な学校生活について」、平成30年度は「教職員の働き方改革について」、平成29年度は「新学習指導要領の実施に向けて」という内容であった。

(石崎教育長)

それでは、12月15日開催予定の南河内第二中学校の出前教育委員会における討議テーマについて、意見等はあるか。

(熊田委員)

GIGAスクール構想について討議したく思う。今年度から1人1台端末が整備され、学校訪問でも、素晴らしい活用をしている場面を見ることができた。しかし反面、昨年11月に東京都の町田市において、タブレット端末で悪口を書かれるいじめを受けた女子児童が自殺に追い込まれるという痛ましい事件も起こっている。タブレット端末等に詳しくない側が想像もしていなかったような悪いことも起こるということを目の当たりにした。そこで、タブレット端末の良い面と悪い面について検討し、本市ではどのように活用していくか、意見交換ができると良いかと思う。

(石嶋委員)

私も、GIGAスクール構想について討議したく思う。私は、先生のタブレット端末の取扱いの得意、不得意の差が、そのまま学校単位の格差になってしまうのではと懸念している。保護者の間で、「うちの学校ではあまりタブレットを使ってくれない」「うちの学校はタブレットをたくさん使ってくれて、子どもも喜んでいる」というような扱いの差についての話題も挙がりかねない。熊田委員が述べたように、タブレットによるいじめも懸念されるが、学校間の格差によって、児童生徒や保護者の教員不信につながってしまうことも心配される。それに対応するための準備も、端末の扱いが苦手な先生にとっては大きな負担になり、また、一律に研修をすとしても、今度は得意な先生にとっての時間的負担になってしまう。GIGAスクール構想におけるタブレット活用のガイドラインはあるかとは思いますが、説明を聞きながら、話し合いをする必要があるのではないかと考えている。タブレット端末は便利な分、そのマイナス面についても考えていかななくてはならないのではないかと。

(石崎教育長)

熊田委員、石嶋委員から、「GIGAスクール構想における各学校の運用状況・実施状況」「タブレット活用に係るマイナス面の検討」が討議テーマとして挙げられた。出前教育委員会当日、実際の状況を説明してもらった後、それについて討議する形になるかと思う。他に意見等はあるか。

(永山委員)

GIGAスクール構想の一部であると思うが、オンライン授

業について討議をしたい。私は学習が遅れている児童生徒の助けとして、オンライン授業を活用できないかと考えている。普通の授業は一度通り過ぎると巻き戻しをすることができず、つまづいてしまった児童生徒はそのまま置いていかれてしまうという可能性も持っている。つまづきが見られた子どもたちに対して、今回のGIGAスクール構想において整備された様々なコンテンツを活用しながら、学び直しができる場を設けられると良いと思う。学習ボランティアなども巻き込みながら活用を図るなど、新たな可能性を探るといようなことも議論できればと思う。

(石崎教育長) 三名の委員の意見をまとめると、恐らく田澤学校教育課長を中心に出席教育委員会の準備を進めてもらう形になると思われるが、質問や意見等はないか。

(田澤学校教育課長) 三名の委員の意見の中で挙げた「運用状況」については、まだ統計などはとっていないが、各校への聞き取り等で把握を進めることは可能かと思う。また、ガイドラインについては、担当の指導主事が「step by step」という、タブレット活用を徐々に進めていくための計画を各校へ提示している。そのため、それに関しても準備が可能である。「学び直し」に関して、事務局で検討中のものがあるため、提示ができるかと思う。「学習ボランティア」については把握できていないものもあるため、できる範囲で情報を集めていきたいと考えている。

(永山委員) GIGAスクール構想についてそのまま議論するのではなく、それに新たなものを加えられるかどうか可能性を探るとい部分も是非考えてほしい。

(石崎教育長) 他に意見等はあるか。(特になし)

南河内第二中学校で実施するため、GIGAスクール構想について、現場の声も直接聞くことができると良いかと思う。

続いて、報告事項に移る。

7. 報告事項

(石崎教育長) (1) 令和3年第3回市議会定例会の報告について、説明を求める。

(近藤教育次長) 資料をもとに、第2回市議会臨時会、第3回市議会定例会の教育委員会関係議案、教育委員会関係の会派代表質問、一般質問及び答弁についての説明を行う。

(石崎教育長) 質疑等はあるか。

(佐間田委員) 放課後の「学習の場」として、中学校の教室などを確保しているとのことであったが、中学校では放課後、生徒は教室に残ることができるのか。小学校の場合は、授業が終了したらすぐに帰るという形をとっている。高校ではテスト等で学校が早く終わっ

たとしても、夕方まで学校へ残ってよいというようなイメージがあった。中学校も高校と同様の形で教室を利用できるのか。

(田澤学校教育課長)

中学生の場合、放課後は部活動があるため、部活動に加入している1、2年生は、基本的には教室には残らない。しかし、部活動に加入していない1、2年生や、引退をした3年生の中には、放課後残って学習をしたいという生徒もいる。また、以前放課後の教室開放について、中学生議会でも取り上げられたこともあるため、空き教室を放課後の自習室として開放し、学びの場を子どもたちに提供している。しかし、接触が起こる可能性もあるということで、コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在は各中学校とも放課後の教室開放は実施していない。今後、感染状況が改善されれば、教室の開放も可能になるかと思われる。なお例年、塾に行っていない3年生の多くは、放課後の教室を活用しているものの、1、2年生の利用は少ない。

(佐間田委員)

自習が可能な教室は各自の教室ではなく、空き教室等に指定されているのか。

(田澤学校教育課長)

そのとおりである。生徒個々人の教室ではなく、空き教室等に指定される。先生が生徒たちに何かあったときにすぐに駆けつけられるよう、生徒をあまり分散させないようにしているのである。高校等の対応とは少々異なる。

(佐間田委員)

生徒たちには、放課後教室に残って自習が可能であるということを知っているのか。

(田澤学校教育課長)

周知している。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。

(熊田委員)

佐間田委員が述べた「学習の場」に関連して、一点尋ねる。石橋に複合施設が整備され、そこに大規模な学習室が設置されることであるが、南河内や国分寺には同様の規模の学習室は設置されないのか。

(近藤教育次長)

現在、具体的な計画はないが、今後、公民館や図書館等の社会教育施設の更新があった際には、学習室の整備も併せて実施していきたいと考えている。

(熊田委員)

もう一点、南河内小中学校のスクールバスについて尋ねる。前回の教育委員会定例会にて、将来的にはスクールバスを他の学校の校外学習にも活用していく予定だという話があった。しかし学校の授業が短縮されたり、雷等によって急きよ下校時刻が早まったりすることもあるかと思う。そういった場合に、別の学校の校外学習にスクールバスを利用していると、児童の下校が滞ってしまうのではないか。そういった懸念がある以上、校外学習への利用の際には、十分な検討が必要かと思うのだが、その点はいかがか。

(田澤学校教育課長)

熊田委員の指摘のとおりである。そのため、まず令和4年度は

他校の校外学習への活用はせず、令和5年度から実施していくという形で計画を立てている。令和4年度のスクールバス運行状況や、天候不順等によるバスの運行時間の急な変更等も十分考慮し、他校の校外学習への活用が本当に可能かどうかも含め検討していく。

また、天候不順の場合はスクールバスで児童をバス停まで送り、そこに保護者の迎えをお願いするか、それとも直接学校、若しくは学校の近くまでの迎えをお願いするのも考えなければならない。現状、南河内小中学校全児童の保護者の車を駐車場へ入れることは難しいため、そういった点も含めて検討していく。

校外学習は、悪天候になるような時期には設定されないとは思いますが、可能性も含め、十分考えていきたい。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。

(佐間田委員)

先ほど質問した学校における自習室についてである。現在、図書館の自習室もコロナ対策で席が1つ1つ離されており、勉強ができる席数が非常に少なくなっている。コロナ禍前ですら、受験期には図書館の自習室には受験生が殺到し、すぐに埋まってしまう状況なので、その点も考慮し、学校の空き教室が自習室として開放できるならば、今年度も生徒たちに向けて開放し周知をしてほしい。

(田澤学校教育課長)

学校の図書館ではなく、市の図書館についてか。

(佐間田委員)

市の図書館の自習室についてである。受験期になり、学校から帰ってきた子どもが、「自宅では勉強ができないから」と市の図書館へ向かうのだが、座席が離されているため収容人数が減り、限られた人数しか勉強ができない状況である。これから冬に向けて、生徒の受験勉強への意識も高まっていくかと思うので、是非お願いしたい。

(浅香生涯学習文化課長)

現在、自習ができるスペースは、各図書館でそれぞれ38席ほど設置してあり、通常時から半分ほどに減らしている。受験シーズンになると、確かに他の時期より自習スペースの利用は多くなってくるのだが、現場からは「塾の自習室等を利用している生徒も多いため、満員になることはない」と報告を受けている。しかし、席を半分まで間引いてしまっているのは確かである。

また、国分寺公民館、南河内公民館のロビーにも、学習スペースを用意しているが、こちらもコロナ対策として席数を減らしているため、例年より少ない人数しか利用ができない状況にある。学校の空き教室開放と連携をして、生徒の学習スペースを確保できるよう、進めていきたい。

(永山委員)

かつては「勉強禁止」の図書館もあった。図書館はあくまで閲覧室であるため、そこで勉強をされては困るという考え方である。その点で下野市の場合は、図書館の「閲覧室」という位置づ

けと「学習室」という位置づけは考えているのか。

(浅香生涯学習文化課長)

確かに、事実上「レファレンススペース」を学習スペースとして活用しているのが現状である。

(永山委員)

その点について、運営側は特に問題視していないということではよろしいか。

(浅香生涯学習文化課長)

現在、コロナ対策として間仕切りを置いている場所を学習スペースと呼んでいるのだが、いわゆるレファレンスや調べもので活用できるフリースペースも、図書館には多く設置されている。そこでよく、雑誌や新聞を閲覧されている市民の方もいる。そういった場所も活用していけば、スペースとしての問題はないと考えている。

今回、新しく石橋に作る複合施設に、学習目的で「学習室」「グループ学習室」ができるため、委員の指摘のように、「学習専用のスペースを作ってほしい」というような要望はある。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。(特になし)

ここで、現在の市内各学校の状況について報告する。

9月27日から、平日は1時間程度、休日は2時間程度で学校の部活動を開始した。当初、感染対策等の懸念があったため、市内各学校の部活動の様子を見て回っていた。練習中の接触が多くなるのではと心配があった柔道部では、器具を使った打ち込みによる練習、つまり、組み合わない練習を行っていた。別の学校では組み合う練習こそしていたが、マスク着用の上での練習であった。吹奏楽部では、1階から4階すべての教室を使い、分散して練習を行っていた。別の学校では、廊下に5メートルおきに席を設け、さらにフェイスシールドをした上で、演奏の練習をしていた。各校とも、感染症対策を十分行い、部活動を実施していたが、久しぶりの運動ということで、子どもたちの体力の低下が心配された。

その後、下都賀地区教育長部会があり、話合いの結果、10月8日から、平日は2時間、休日は3時間の時間設定で、練習を行うことができることになり、その旨各校へ連絡した。また、その週の週末から、地区内に限り練習試合も可とした。早いところでは10月、遅いところでは12月から、地区大会が開催されるためである。なお、県大会は中止となり、地区大会も専門部ごとに日程を定めることとなった。

次に、運動会、体育祭についてである。南河内中学校と石橋中学校は春に実施済みである。国分寺中学校は10月6日、体育発表会という形で実施した。なお、南河内第二中学校は、学校全体での体育祭は実施せず、学年ごとに競技会を行うとのことであった。小学校については10月末、とくに10月30日に実施する学校が多いようである。

最後に、修学旅行についてである。国分寺中学校、石橋中学校は春に実施済みである。南河内第二中学校は金沢などの北陸方面へ、南河内中学校は当初の計画どおり、京都・奈良方面を予定している。小学校については、県外一泊を諦め、県内の那須や日光で一泊する予定へと切り替える学校が多いようである。以上、追加の報告である。

(石嶋委員)

運動会には出席しないほうが良いのか。

(石嶋教育長)

今年度の運動会は、原則来賓なしという形でお願いしたい。

それでは、続いて(2)令和3年度学校教育サポートセンター上半期事業報告について、説明を求める。

(田澤学校教育課長)

資料「令和3年度学校教育サポートセンター上半期事業報告について」をもとに、センターへの相談ケース数、相談総数、検査数等についての説明を行う。

(石嶋教育長)

質疑等はあるか。

(石嶋委員)

学校教育サポートセンターには、検査機器は多く揃えてあるのか。

(田澤学校教育課長)

サポートセンターには2セットが常備されている。機器を学校で使いたい、と申し出があった場合は、貸し出しも行っている。

(石嶋委員)

検査機器はあるが、検査できる人が少なく、また、検査に時間もかかるため、検査できる人の負担が大きくなってしまっている、という状況か。

(田澤学校教育課長)

そのとおりである。検査状況についてであるが、上半期で40件の検査を実施している。しかし、まだ順番待ちをしている方もいる状況である。

(石嶋委員)

検査をする人の負担が大きく、また、順番待ちの方がいる状況であっても、検査を受ける子どもを選別するのは危険かと思う。以前の定例会でサポートセンター事業報告の際も述べたが、「検査をしないでよかったから、うちの子は大丈夫なんだ」と判断する保護者の方もいるかと思われる。少しでも心配や不安を保護者の方が持っているようなら、時間が掛かり、忙しく大変だとしても、検査をして、その子の状況を示さなければならない。学校側で選別をすると、選別する人の感覚で「頼む・頼まない」を決めることになるため、保護者の方の不安の解消もできず、子どもたちの状況の把握もできなくなってしまう。本当に検査が必要かどうかということは、やってみなくては分からないため、たとえ時間がかかって大変でも検査はしていくべきだと考える。

(田澤学校教育課長)

選別という言い方は確かにそぐわないかもしれない。各学校に設置されている就学支援委員会で検討する前に、とりあえず検査とすぐにセンターへ上げる場合がある。やはり、まず学校の就学支援委員会の中で、児童生徒の特性等を確認、検討をし、議論を尽くした上で検査の実施を依頼するのが良いのではないか

と考えている。依頼を拒むことはまず無いが、各校にはそのよう
にお願いをしているところである。

(石嶋委員)

失礼な言い方になるかもしれないが、先生の見取りの意識を
高めるためにも、なるべく検査をし、特徴を理解するというこ
とも必要なのではないか。教員になったからといって、全員が特別
支援教育の面に造詣が深いわけではなく、また、それが自然と深
まっていくわけでもない。就学支援委員会が先生にとっての一
つの研修の場となるには、そういった面に精通した先生が検査
結果を読み取り、他の先生に教えるといった形を取るのが良い
のではないか。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。

(熊田委員)

石嶋委員の述べた検査についてである。保険適用の問題など
もあるかもしれないが、市内にある子どもの発達専門の病院に、
検査を外注することはできないか。また、以前、国分寺支援学校
に相談に訪れていたことがあり、そこでも検査をすることがで
きるようであった。就学前でないといけないという制限がある
のかもしれないが、そういった場所と連携することも方法とし
てあるのではないか。病院に関しては難しいかもしれないが。

田澤学校教育課長が述べたとおり、何でも「とりあえず検査」
というのは違うと私も思う。しかし、保護者の負担を軽減するた
めに、少しでも物差しになるようなものを提示することも大切
であるとも考える。難しい問題である。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。

(佐間田委員)

少々話題が変わってしまうかもしれないが、未就学か就学し
ているかを問わず、子どもの発達に関して心配があるという訴
えを直接保護者から聞いた場合は、どこに相談をすればいいの
か。健康増進課につなぐべきなのか。それとも学校教育課につな
ぐべきなのか。

ケースとして健康増進課につながっている場合なら良いが、
例えば学校や園、学童などで、「少し発達がゆっくりかもしれない
ですね」など、曖昧な言葉で投げかけられたことをとても不安
に感じる保護者の方もいる。そういった場合、サポートする場所
としてはどこにつなげればいいのか。

(田澤学校教育課長)

就学前であれば、まずは健康増進課につなぐのが良いかと思
う。学校教育課において、年長児については就学時健診等で観察
をし、小学校に上がる際の情報として、各学校につなぐというこ
とを、サポートセンターが積極的に関与し実施している。年中児
以下の子どもに関しては、健康増進課と学校教育課が連携して、
情報を共有しながら対応している。就学前の子どもについては、
まずは健康増進課につないでもらい、そこから発達等にシフト
するようであれば、学校教育課につないでもらい、支援につなげ

ていくという形を取りたい。市役所内でつながっているのも、どちらに相談してもらっても問題はないが、就学前はまずは健康増進課、就学をしていけば学校教育課が良いかと思う。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。(特になし)

続いて、(3) 令和3年度 全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査の結果については、個人情報に関する案件なので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定により、非公開として進めたいと思うが、よろしいか。

(全委員異議なし)

それでは、報告(3)については、非公開として進める。

(3) 令和3年度 全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査の結果について、説明を求める。

以下、非公開

(石崎教育長)

ここで、非公開を解く。

続いて、その他の連絡事項に移る。

7. その他

(石崎教育長)

(1) 令和3年度栃木県市町村教育委員会連合会研修会について、説明を求める。

(上野教育総務課長)

令和3年度栃木県市町村教育委員会連合会研修会について、説明する。対象は、市町及び県の教育委員、教育長、事務局職員で、期日は11月10日の午後で、会場は、栃木県庁研修会館「講堂4階」である。受付は午後2時30分から開始し、開会は午後3時、終了は午後4時35分を予定している。講師は、栃木県教育委員会事務局 総務課主幹 新井聡 氏である。また、演題は、「栃木県教育振興基本計画2025について」である。今回、参加人数については、感染拡大防止のため各市町3名までという制限があり、また、情報交換会については中止とするそうである。

(石崎教育長)

出席について、熊田委員、石嶋委員にお願いしてよろしいか。

(熊田委員)

了承した。

(石嶋委員)

了承した。

(石崎教育長)

委員の皆様よろしいか。(全委員承認)

それでは、下野市教育委員会からは、熊田委員、石嶋委員、また事務局から神田教育総務課課長補佐が出席することで決定した。

そのほかに、事務局から連絡事項等はあるか。

(田澤学校教育課長)

(2) 令和3年度下野市教職員全体研修会(研究発表会)の開催について、説明する。なお、今配布した文書は正式な通知ではなく、今回、委員の皆様にご相談した後、後日正式に通知をする。本

来ならば、市内教職員が一堂に会し、当研修会にて成果発表を行っている。しかし、現在は落ち着いているものの、今後新型コロナウイルス感染症の拡大状況がどうなるか不明瞭であるため、今年度はZ o o mによるオンラインでの研究発表を計画している。内容は、3ヶ年で実施してきた小中一貫教育の取組が、今年度、一旦の区切りを迎えるため、それに関しての市内4中学校区の成果の発表、また、昨年度、国分寺中学校にて、「頑張る学校・地域！応援プロジェクト」が実施されたため、その実践報告、以上2つが主なものである。更に、これは例年行っているものだが、「紙上発表」として、内地留学派遣報告の資料を配布する。

今回、小中一貫教育の取組の成果発表と、「頑張る学校・地域！応援プロジェクト」実践報告の2つについては、市教育委員会を配信会場としてZ o o mにて発信をし、これを各学校で先生方にテレビやプロジェクターで見ってもらう形をとる。ライセンスの関係で、一度に50人までしか配信画面に入ることができないため、各学校とも視聴場所を2部屋までにしてもらった。当日午後はもともと研修会が予定されていた日であったため、各校とも授業はない予定であり、先生方には一律で研修会に参加してもらうことができる。

委員の皆様には、例年この研修会に出席してもらい、発表の様子を見てもらっている。今回はZ o o mでの開催であるため、自宅のパソコンなどでZ o o mを使って見ることもでき、自宅に設備がない場合は、教育委員会室と教育研究所の2か所を使い、発表する部屋と視聴する部屋に分けて、そちらで見るということもできる。どちらでも大丈夫なのだが、委員の皆様としてはどちらのほうが良いか意見を聞き、今後の計画を立てていきたい。自宅のほうがリラックスできるということであればご自宅でも可能である。ただし、ライブ配信であるため、研修中は時間的拘束をされることに留意してほしい。なお、パソコンであれば、録画をし、後で見るということも可能である。なお、タブレットのZ o o mには録画機能はないため、注意が必要である。また、Z o o mのI D等に関しては、学校教育課が用意したものを入力すれば視聴できる。

教育委員会室、若しくは教育研究所で、教育長と共に視聴するか、又は自宅で視聴をするか、どちらかを選択してほしい。

(石嶋委員)
(田澤学校教育課長)
(石嶋委員)
(田澤学校教育課長)

教育委員一人ひとりが別々の方法をとっても問題はないのか。問題はない。

それでは、教育委員会室等で視聴したく思う。

了承した。教育長の挨拶もあるため、委員の皆様が集まる場合は、教育長とともに列席しているよう、Z o o mの画面の調整をしようと考えている。

- (熊田委員) 我々は映さなくてもよいかと思う。
- (田澤学校教育課長) 映さない場合でも、教育委員会室等で見るとは可能である。
- (石嶋委員) 他の委員に聞くが、自宅に設備は整っているのか。
- (熊田委員) 整っており、自宅で見ることがもできるが、あまり大人数で接続をすると、接続の不調につながらないかが心配である。
- (田澤学校教育課長) 委員のZ o o m接続を考慮した上で学校の接続数を設定したため、問題はない。学校のことのみを考えれば、1校につき3つのパソコンで接続をすることもできる。しかし、学校の視聴場所は2か所で十分対応可能かと思う。
- (熊田委員) この日は予定を入れていないため、教育委員会室まで足を運びたい。教育委員のZ o o m接続がなくなれば、その分各学校で接続できる数が増えると思うので、教育委員会室まで来て、視聴をするのが良いと思う。
- (永山委員) 私も家で見ることは難しいので、教育委員会室で視聴をしたい。
- (田澤学校教育課長) 列席するような形で、教育委員会室で視聴するほうが良いか。
- (熊田委員) 4人という少人数であるため、密にはならず、感染症対策も出来ると思うため、来庁するのが良いと思う。
- (田澤学校教育課長) それでは、教育委員会室にて列席する形で計画を進める。
続いて、(3) G I G A端末における児童生徒同士のチャット機能の制限について、説明する。
- 協議事項の際に、熊田委員も述べていたが、東京都町田市にてチャット機能で悪口を書かれるいじめを受け、女子児童が自殺に追い込まれた、という事件があった。その事件を受け、壬生町におけるチャット機能の制限が9月22日に下野新聞に掲載された。それに関する下野市の現在の対応方法について説明をする。なお、配布した通知は、10月7日に各学校に通知したものと同様のものになる。
- 現在、下野市で使用しているG I G A端末はi P a dである。i P a dにZ o o mをインストールし、ビデオ会議システムを用いての対面式オンライン授業をすることが想定されているが、そこにチャット機能が搭載されているのである。また、i P a dには、A i r D r o pが搭載されている。これはA p p l e社が開発した機能で、端末が近くであれば、画面をなぞることによって、自分の端末内の写真や文書のデータを相手の端末にすぐに送ることができるものである。この機能は、例えば、学校で子どもたちが見つけた虫などを写真に撮り、それをすぐに共有したいという時に使える。先生の端末に向けて画面をなぞることで、先生の端末にすぐに写真を送ることができるため、先生はそれを大きな画面にすぐに映すことができる。この機能を活用している学校も多い。

Z o o m、A i r D r o pに関しては、その設定上どうしても子どもたち同士でのやりとりができてしまう。こちらとしてもそれは十分に分かっているのだが、これらを一律に廃止してしまうと、後者のA i r D r o pの場合、今利用できている便利な機能が全く使えなくなってしまうため、i P a dをG I G A端末として設定した魅力が半減してしまう。Z o o mについては、ホスト、つまり授業を設定した先生側から、チャット機能を制限することはできる。制限をするには、毎回その設定をしなければならないのだが。しかし、チャット機能を制限すると、先生と子ども1人との間のチャットは制限前と変わらず可能なのだが、子どもたちから挙がった意見を全体に共有しようとした際に、音声の共有はできるが、文字の共有はできなくなってしまう。

危険性の部分と利便性の部分とを考慮し、「チャット機能を制限することができる」という情報、手順は提供しようということで、各学校には通知している。チャット機能が不要な授業であれば止めたまま授業ができ、必要な場合は制限を解除することもできる。何かの機能を止めるということは、使いやすさ、機能を犠牲にするということなので、どちらを優先するかが問題である。

また、今回起こった町田市の痛ましい事件は、情報モラルに関する部分が欠如していた事案でもある。下野市としては、情報モラルに関する教育や子どもたちも含めたルール作りを通して対応をしていき、「チャット機能を必ず制限するように」という指示はしない。その必要に応じて、機能を制限するかしないかを判断し、対応してほしいと各学校にお願いしている。現状、下野市としてはこのように対応していく。

先ほど、出前教育委員会においても、G I G Aスクール構想について協議をするということで決定したが、そちらも含めて、今後とも委員からの意見をもらえればと思う。

全体で一律にチャットを止めるということはもちろんできるのだが、チャットを止めるのは会議や授業のホストであり、毎回止めるか止めないかの操作をする形になる。なお、壬生町のほうでは、各校へ訪問した上でZ o o mのチャットの止め方を説明し、対応をしたようである。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

(熊田委員)

資料からはチャットからはホストが抜けることはないというように読み取れる。それならば、児童の発言をホストが確認できるため問題はないのではと感じた。

(石嶋委員)

先生側からは、誰が誰にチャットを送ったのか分かるのか。

(田澤学校教育課長)

履歴を見れば分かる。それに関して、壬生町は履歴を自動保存する設定をしたようである。しかし、私たちが調べた限りでは、

i P a dのZ o o mにはチャットの自動保存機能が見当たらなかった。履歴を遡ることはできるが、それを全て保存しておくことは今のところできない状態である。そのため、壬生町の対応とまったく同じ対応をとることはできない。「ホストからチャットの内容を見ることができる」ということを子どもたちに周知することで、抑止力にはなるかと思う。

(永山委員)
(田澤学校教育課長)

町田市的事件では、Z o o mのチャットが使われたのか。Z o o mかは分からないが、少なくともそれに類似するアプリが使われていたと思われる。

(永山委員)

端末が教材として使われている際に、悪口が書き込まれたということではよろしいか。

(石嶋委員)
(田澤学校教育課長)

授業中に起こってしまったら確認は難しいのではないかと。先生と児童生徒間のやりとりだけではなく、児童同士、生徒同士でもチャットができてしまう。そこで悪口を書き込まれてしまったようである。

(熊田委員)
(田澤学校教育課長)

それは、i P a dでもできてしまうのか。そのとおりである。

(永山委員)
(田澤学校教育課長)

児童同士、生徒同士のやり取りは確認できるのか。履歴をたどれば見ることができる。しかし、チャットが送られた瞬間に内容のすべてを確認することは難しい。

先生が言葉で全てを伝えるような授業や、画面を見ながら行う授業であれば、チャットは必要ない。誰かが文面で発表したものや、打ち込んだ意見などを共有するときなど、そういった機能が必要な場合のみ利用すればよいので、必要がないときはチャット機能を止めるということを中心に、授業等で使えば問題はないかと思う。また、1対1で先生とのやりとりのみで、児童生徒の質問に返す形での活用であっても問題はないかと思う。

先生が黒板を見ている間に、児童生徒間で手紙のやりとりをするということと似た状態になっている。それを完全に止めるには、チャット機能を全面停止するしかなくなってしまう。すべてを監視するのは難しい。壬生町が行っているのは、チャットのログを全て記録し、何かあればそこからメッセージの履歴を調べ内容を確認することができるというものである。そういった機能がi P a dでも実装されれば活用したいのだが。また、ホストになる先生がタブレットパソコンを使っていれば、それも可能であるため、オンライン授業でZ o o mを利用する際は、i P a dではなく、タブレットパソコンを使うというルールを作れば記録をすることができるため、問題はないかと思う。現在、石橋地区のみ、タブレットパソコンが整備されていない状態であるが、整備が完了すれば下野市内小中学校全てでZ o o mのチャットの記録ができるようになる。

- (熊田委員) 将来的には i P a d にもその機能は実装されるのか。
- (田澤学校教育課長) 不明である。
- (熊田委員) もう一点尋ねる。町田市では全員のパスワードが同じものであり、なりすましが容易であったとのことであったが、下野市ではどういう形を取っているのか。
- (田澤学校教育課長) 下野市では、児童それぞれの端末に設定しているパスコードは、本人と管理者である先生、保護者のみが知っている状態であり、児童生徒同士で教えないようにという指導もしている。Z o o m のパスコードに関しては、現在は先生がホストになるための I D しか取得していないため、基本的には子どもが使うことはない。このようにセキュリティを高めてあるため、なりすまし等は防げる状態である。
- (佐間田委員) 子どもたちにタブレットが配られた際、県からの情報モラルに関する書類なども一緒に貰ったようであった。先生方は、ただその書類を配っただけではなく、それをもとに子どもたちに直接説明を行っているのか。体育館に集まって行う講習会や、「こういうリスクがある」「こういうことはやってはいけない」というような、先生からの具体的な説明がなければ、子どもたちは実感をしてくれないように感じる。書類を配っただけでは、子どもたちは読んでくれず、今持っている知識のみで完結してしまう。具体的なリスクを実感することで、子どもたちの中に、情報モラルを学ぼうとする意識が芽生えるのではないか。
- 夏休みが明けて、タブレットの持ち帰りが試験的に始まった。私の子どもも書類と一緒にタブレットを持ち帰ってきたが、恐らく書類は読んでいない。タブレットが配布された際に、具体的な説明があったのかが知りたい。
- (田澤学校教育課長) その書類は県から出ているものなのか。
- (佐間田委員) 恐らく県からのものかと思う。そういった書類を数枚、私の子どもが貰ってきた。
- (田澤学校教育課長) まず、市では9月の下旬から10月の上旬まで端末の持ち帰りを試験的に実施していた。その際に市からの文書は子どもたちに渡したかと思う。今回の持ち帰りでは、協議事項の際に永山委員が述べた「学び直し」に用いる「eラーニング」の試行テストを第一弾として実施し、その後Z o o m の接続テストを行った。その際にはやり方等の説明は実施していると思うが、町田市の事件を受けての情報モラルに関する説明については、児童生徒全員には行き渡っていない可能性もある。実際にタブレットの持ち帰りが本格化するのには、もう少し後になるため、学校に情報モラルの説明、使い方の指導等行うよう周知し、持ち帰りが始動するまでには実施するようにしたい。
- (佐間田委員) 体育館に集められ、パワーポイント等を用いて説明されるよ

り、担任の先生に具体的な例を挙げてもらいながら説明をしてもらったほうが、子どもたちは納得して受け止めてくれると思う。見たいものだけを動画サイトで見て、ニュースは見ない、という子も多く、事件について知らない子どもたちもいるかもしれないので、是非伝えて、説明をしてほしい。

(田澤学校教育課長)

検討したい。命に関わるような問題であるため、学校へ指導していく。

(石崎教育長)

他に何かあるか。

(浅香生涯学習文化課長)

(4) 令和3年度下野市人権教育講演会について、説明する。人権教育講演会は、例年、世界人権宣言・人権週間に合わせて実施しているものである。今年度は11月28日に、スマイリーキクチ氏を招き講演会を行う。先ほども話題に挙げたように、インターネットについては、現在、様々な問題が表出しており、特にSNSでの誹謗中傷が社会問題化している。そのため、情報モラルの在り方については、社会的に非常に関心が集まっていると考え、この題材を選択した。スマイリーキクチ氏は、ご自身も酷いネット中傷被害に遭い、社会的信用の損失や精神的な苦痛を受けたが、その経験を活かし、現在は全国で講演活動を行っている方である。なお、委員の皆様に対しては、個別に通知を送付する。

また、これも例年人権週間に合わせて実施しているものだが、今年度も市民人権講座を開催する。例年は生涯学習情報センターで実施しているのだが、今年度の3回の講演は感染症対策のため、広い場所が確保できる国分寺公民館の大ホールを会場とした。第1回については、10月7日に、子どもの人権をテーマにして、NPO法人チャイルドラインとちぎの理事長 松江比佐子氏に講演をお願いする。現在、パルティなどを拠点にして、多くの子どもたちの相談に接している松江氏の活動を通じて、子どもたちの人権について考える場としたい。第2回については、12月14日に下都賀教育事務所 椎名裕美氏を招き、コロナいじめやコロナ差別といった問題を通じて、人権について考えていくという内容になっている。第3回の12月17日については、宇都宮大学国際学部 客員准教授の若林秀樹氏の講演になる。若林氏は、多言語翻訳ソフトを活用した、外国籍の保護者と教職員との意思疎通支援などを行っており、その経験を踏まえ、多文化共生・異文化理解についての講話をしてくださる。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。(特になし)

他に事務局から連絡事項はあるか。

(山口文化財課長)

9月から、下野薬師寺跡の東側にある寺域の東縁の縁を確認することを目的として、発掘調査が始まった。一昨年東門があったと想定されていた場所を調査したところ、門ではなく巨大な建物が確認された。今回はその、東門と想定されていた場所の外側

を発掘している。本来ならば、寺院の敷地を区切る溝の跡が確認できるはずだったが、更にその外側からも巨大な建物が確認された。現時点では、詳しい報告ができるまでに至っていないのだが、かなり重層化しており、何度も建て替えられている様子であった。初めは掘立柱建物と呼ばれる、柱を立てた建物だったが、その後それを壊し、今度は金堂のような基壇建物が造られていたようである。当時はコンクリートがなかったため、30m×15mほどの広さ、深さ50cmから1mほどの穴を掘り、そこにバウムクーヘンのように交互に土を入れていく。その土を10cmから15cmずつ棒で叩いて薄く固めて、それをいくつも作って硬い層を作り、その上に礎石を置く建物が基壇建物である。そして、それ以前には竪穴式住居があったようである。その後、竪穴式住居は移転させられ、その跡は人為的に埋められている。そこに掘立柱建物を建てて、その直後に基壇建物を建てたという流れがあるようである。調査が完了しておらず、判断の難しい部分があり、まだ報告することはできない。11月3日ごろには現地説明会を行うことになるかと思われるので、次の教育委員会定例会の前に報道に出してしまうことになる。そのため、今回調査中ではあるが報告した。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。(特になし)

事務局から他に連絡事項はあるか。(特になし)

教育委員から連絡事項はあるか。(特になし)

それでは、以上でよろしいか。(全委員承認)

次回の教育委員会は、11月22日(月)午後1時30分からの予定とする。

本日の議事日程は全て終了した旨を告げ、午後4時50分閉会。

議事録作成者

議事録署名人

議事録署名人